

北海道雇用創出基本条例の施行状況に関する点検(案)

概要

令和8年2月18日
北海道経済部労働政策局雇用労政課

I はじめに

- ◆ 本条例は、雇用の創出に関し、基本理念を定め、雇用の創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって北海道経済の発展及び道民の福祉の向上に資することを目的とするもの。
- ◆ 施行後、5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、施行の状況等について検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、本年度、市町村や関係団体、北海道労働審議会委員の意見の聴取等を行いながら、点検・検討を実施した。

II 社会経済情勢の変化

社会経済情勢	本条例における対応	
	第9条「施策の方針」	第10条「雇用の創出に関する基本的な計画」
1 道内の人口・労働力人口の動向 人口減少や少子高齢化の進展による人手不足への対応が大きな課題	<ul style="list-style-type: none"> 多様な就業形態の選択を可能とし、誰もがその能力及び経験を発揮し、安心して働ける環境づくりを促進 きめ細かで多様な人材育成の機会の提供を促進 就業機会の円滑な提供を促進 	基本計画、推進計画を策定し、人材の育成・確保などに向けた具体的な取組を推進
2 働き方・雇用環境の変化 働き方改革関連法施行などにより、労働者のライフスタイルや価値観に応じた多様な働き方、安心して働ける環境づくりが求められている	<ul style="list-style-type: none"> 多様な就業形態の選択を可能とし、誰もがその能力及び経験を発揮し、安心して働ける環境づくりを促進 	基本計画、推進計画を策定し、柔軟で安心して働ける環境づくりなどに向けた具体的な取組を推進
3 AIやDX・GX関連産業の動き 道では、国内随一の再エネポテンシャルなどの優位性を活かしたAIやDX・GX関連産業の集積を図っている	<ul style="list-style-type: none"> 企業の競争力強化、創業、新事業及び新産業の創出並びに産業立地を促進 産業及び業種の特徴を踏まえ、人材育成の機会の提供を促進 	基本計画、推進計画を策定し、AIやDX・GX関連産業の集積促進やそれらに対応した人材の確保・育成などに向けた具体的な取組を推進

北海道雇用創出基本条例の施行状況に関する点検(案) 概要

Ⅲ 市町村アンケート調査、経済団体・外部有識者、北海道労働審議会委員のご意見

市町村からの意見 (R7. 11市町村アンケート調査結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大多数の市町村(約95%)は、雇用・人材対策が重要課題。半数(約50%)が「良質で安定的な雇用」が不足。 ・ 具体的課題は、若年層の地元就職促進、人材誘致・定着等。 ・ 地域における持続的な雇用・人材対策の推進は、引き続き重要な課題。
経済団体や外部有識者へのヒアリング結果 (R7. 8)	人手不足が深刻な経営課題であり、女性をはじめ多様な人材の雇用や、それに向けた労働条件や働き方改革などの体制整備が重要な課題。
北海道労働審議会委員への意見照会結果 (R7. 10)	多様な人材の活躍支援やワーク・ライフ・バランスの推進、人材育成のほか、企業の生産性向上や地域の産業育成が重要課題。

Ⅳ 条例の施行状況(主な施策)

第9条(施策の基本方針)に基づき、雇用の創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進。

第9条(施策の基本方針)	主な施策
(1)企業の競争力強化、創業、新事業及び新産業の創出並びに産業立地を促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中小・小規模企業の経営力の向上 ◆ 地域産業の付加価値向上や省力化・効率化 ◆ 本道が優位性を持つ食や観光分野などの磨き上げ ◆ 成長分野への展開 ◆ 道外・海外からの投資促進
(2)多様な就業形態の選択を可能とし、誰もがその能力及び経験を発揮し、安心して働ける環境づくりを促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 労働時間や待遇などの改善 ◆ 多様で柔軟な働き方がしやすい環境の整備 ◆ 子育て・介護・治療と仕事の両立支援 ◆ 従業員の職場定着への支援
(3)きめ細かで多様な人材育成の機会の提供を促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域を支える産業の担い手の育成 ◆ 多様な訓練機会の確保
(4)就業機会の円滑な提供を促進	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 労働参加の促進 ◆ 新規学卒者等への道内就職の促進 ◆ 人材の誘致 ◆ 求人・求職のマッチング

北海道雇用創出基本条例の施行状況に関する点検(案) 概要

IV 条例の施行状況(主な成果)

労働力不足への対応や働き方改革が大きな課題となる中、労働力率、女性・高齢者の就業率、年次有給休暇や育児休業の取得率の上昇、労働時間の減少など、多様な人材の労働参加や就業環境の整備(働きやすさ)の両面において成果が着実に出てきている。

	H17	R6		H27	R6		
労働力率	57.2%	59.8%	→	月間総実労働時間	147.3時間	138.3時間	→
就業率	54.2%	58.2%	→	年次有給休暇取得率	42.5%	64.1%	→
就業率(女性)	42.7%	50.1%	→	育児休暇取得率(男性)	4.0%	33.0%	→
就業率(高齢者)	14.2%	23.4%	→				
完全失業率	5.3%	2.6%	→				

V 点検・検討の結果

- ◆ 道では、条例の「施策の基本方針」に基づき、社会経済情勢の変化に対応した基本計画・推進計画を策定し、多様な人材の労働参加(人材の育成・確保)や、安心して働ける環境づくり(就業環境の整備)、地域を支える産業の活性化(生産性や収益力の向上)に向けて、広範な施策を推進。
- ◆ そうした中で、労働力率や女性・高齢者就業率、年休・育休取得率の上昇、労働時間の減少など、多様な人材の労働参加、就業環境の整備に着実な成果。
- ◆ 市町村からは、良質で安定的な雇用に向けた雇用人材対策が重要である旨、経済界等からは、多様な人材の雇用や労働条件、働き方など、企業側の体制整備が重要である旨の意見。
- ◆ 北海道労働審議会からは、多様な人材の活躍支援やワーク・ライフ・バランスの推進、人材育成のほか、企業の生産性向上や地域の産業育成が重要である旨の意見。
- ◆ 以上のことから、本条例については、今般特別な措置を講じる必要はないと考える。
- ◆ 今後も、本条例に基づき、社会経済情勢を的確に捉えた基本計画・推進計画を策定し、良質で安定的な雇用の実現に向けて、実効性ある施策を幅広く推進していく。